

岐阜県公報

目次

告 示

道路の供用開始
保安林の指定解除

(道路維持課) 五二一
(揖斐農林事務所) 五二一

公 示

落札者等に関する公示
特定非営利活動法人の設立認証申請
特定非営利活動法人の定款変更認証申請
平成二十五年度採石業務管理者試験の実施
県営土地改良事業計画の決定
土地改良区役員の退任及び就任

(情報企画課) 五二二
(環境生活政策課) 五二二
(同) 五二三
(商工政策課) 五二三
(農地整備課) 五二四
(可茂農林事務所) 五二五

告 示

岐阜県告示第三百七十七号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第二項の規定により、次の道路の供用を開始するので告示する。

なお、その関係図面は、平成二十五年七月三十日から二週間岐阜県土木整備部道路維持課及び岐阜県揖斐土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十五年七月三十日

岐阜県知事 古 田 肇

道路の種類	路線名	区 間	延長 (メートル)	供用開始 の 期 日	備 考 (区域又は 決定又は 変更の告 示年月日 ほか)
県道	春日線 揖斐川線	揖斐郡揖斐川町春日六合字東 開戸八〇四番一地从先から 同 郡同 町同 字同 八〇九番一地从先まで	六〇〇	平成 二五・七三〇	平成 二五・一・三三

岐阜県告示第三百七十八号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第二十六条の二第二項の規定により、次のように保安林の指定を解除するので、同法第三十三条第六項で準用する同法第三十三条第一項の規定により告示する。

岐阜県公報

毎週

(火曜日)
(金曜日)

発行

(休日)
(ときは翌日)

平成二十五年七月三十日

第二千四百六十六号

平成二十五年七月三十日

(火曜日)

平成二十五年七月三十日

岐阜県知事 古田 肇

- 一 解除に係る保安林の所在場所
揖斐郡揖斐川町北方字松尾二二八三の五、二二八三の八、二二九〇の四四、二二九〇の四五、二二九〇の四七、二二九〇の四八
- 二 保安林として指定された目的
落石の危険の防止
- 三 解除の理由
急傾斜地崩壊防止施設用地とするため

岐阜県告示第三百七十九号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条の二第二項の規定により、次のように保安林の指定を解除するので、同法第三十三条第六項で準用する同法第三十三条第一項の規定により告示する。

平成二十五年七月三十日

岐阜県知事 古田 肇

- 一 解除に係る保安林の所在場所
揖斐郡揖斐川町北方字松尾二二八三の五、二二八三の八、二二九〇の四四、二二九〇の四五、二二九〇の四七、二二九〇の四八
- 二 保安林として指定された目的
公衆の保健
- 三 解除の理由
急傾斜地崩壊防止施設用地とするため

公示

落札者等に関する公示

岐阜県の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成七年岐阜県規則第百二十号）第十一条の規定により、次のとおり落札者等について公示する。

平成二十五年七月三十日

岐阜県知事 古田 肇

- 1 調達物品の名称及び数量 ノート型パーソナルコンピュータ 4,086台
 - 2 契約の相手方を決定した手続 一般競争入札
 - 3 入札公告を行った日 平成25年3月1日
 - 4 落札者を決定した日 平成25年4月12日
 - 5 落札者の住所及び氏名 岐阜市六条北四丁目10番7号
中央電子光学株式会社
代表取締役 田比 崇雄
 - 6 落札金額 302,400,000円
 - 7 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
(1) 部局の名称 岐阜県総合企画部情報企画課
(2) 所在地 岐阜市数田二丁目1番1号
- 特定非営利活動法人の設立認証申請
- 特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第十条第一項の規定により特定非営利活動法人の設立認証の申請があったので、同条第二項の規定により次のとおり公示する。
- 平成二十五年七月三十日
- 岐阜県知事 古田 肇
- 一 申請のあった年月日 平成二十五年七月三日
 - 二 特定非営利活動法人の名称 特定非営利活動法人森のなりわい研究所
 - 三 代表者の氏名 伊藤 栄一

四 主たる事務所の所在地 岐阜県下呂市萩原町山之口三三八二番地

五 定款に記載された目的 この法人は、森林や自然及びそれらの存在する地域社会の現況や問題点を踏まえ、調査・研究を実施するとともに、こうした地域での諸活動の企画・運営・支援・提案する事業を行い、森林や川、自然を活かし、それらに育まれる「くらし・地域づくり」に寄与することを目的とする。

特定非営利活動法人の定款変更認証申請

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二十五条第三項の規定により特定非営利活動法人の定款変更認証の申請があつたので、同条第五項で準用する第十条第二項の規定により次のとおり公示する。

平成二十五年七月三十日

岐阜県知事 古 田 肇

- 一 申請のあつた年月日 平成二十五年七月十六日
- 二 特定非営利活動法人の名称 特定非営利活動法人日本アーカイブ協会
- 三 代表者の氏名 浅野 孝明
- 四 主たる事務所の所在地 岐阜県岐阜市明徳町一〇番地 杉山ビル四階
- 五 定款に記載された目的 この法人は、地域の文化資料のデジタルアーカイブ化とその活用に関する事業および人材育成を行い、高度情報通信社会のための基盤整備を支援することによりまちづくりの推進を図ることを目的とする。

平成二十五年年度採石業務管理者試験の実施

採石法（昭和二十五年法律第二百九十一号）第三十二条の十三第一項の規定により採石業務管理者試験を次のとおり実施しますので、採石法施行規則（昭和二十六年通商産業省令第六号）第八条の七の規定により公示します。

平成二十五年七月三十日

岐阜県知事 古 田 肇

- 一 試験期日及び時間 平成二十五年十月十一日（金）午前十時から午前十二時まで（二二〇分）
- 二 試験場所 岐阜市藪田南二丁目一番二番二号 岐阜県水産会館一階大会議室
- 三 試験科目
 - 1 岩石の採取に関する法令事項（環境保全関係法令事項を含む。）
 - 2 岩石の採取に関する技術的な事項（岩石の採掘、発破、破碎選別、汚濁水の処理、脱水ケーキ（脱水処理に伴って生ずる湿状の岩石粉をいう。）の処理、廃土及び廃石の堆積並びに採掘終了時の措置に関する技術的事項）
- 四 受験手続
 - 1 申込用紙の交付 受験願書の用紙は、岐阜県商工労働部商工政策課、同部岐阜地域産業労働室及び各振興局（振興局に置かれる事務所を含む。以下同じ。）で交付します。郵送を希望する場合は、封筒の表に「採石業務管理者試験受験願書請求」と朱書して、八十円分の切手（二部又は三部を希望する場合は、九十円分の切手）を貼った宛先明記の返信用封筒（定形郵便物の封筒）を同封の上、〒五〇〇 八五七〇 岐阜市藪田南二丁目一番二番二号 岐阜県商工労働部商工政策課に請求してください。
 - 2 申込方法 受験願書に必要な事項を記入し、次に掲げる書類を添えて、岐阜県商工労働部商工政策課に提出してください。
 - (一) 写真 手札形（概ね縦十二センチメートル、横八センチメートル）とし、受験願書提出前六月以内に撮影した無帽、正面上半身像でその裏面に撮影年月日、氏名及び年齢を記載したものとします。
 - (二) 受験票（用紙は、受験願書と同時に交付します。）
 - 3 申込受付期間 平成二十五年九月二日（月）から同月十七日（火）までとし、土曜日、日曜日及び祝日は除きます。郵送による場合は、「書留」又は「簡易書留」とし、封筒の表に「採石業務管理者試験受験願書在中」と朱書して、〒五〇〇 八五七〇 岐阜市藪田南二丁目一番二番二号 岐阜県商工労働部商工政策課に送付してください。平成二十五年九月十七日（火）までの消印のあるものに限り受け付けます。

五 受験手数料

手数料は、八千円とし、これに相当する額の岐阜県収入証紙を受験願書に貼り付けてください(消印しないこと)。

なお、受験手数料は、申込みが受理された後は返還しません。

六 合格者の発表

平成二十五年十月下旬(予定)。試験に合格した者の受験番号を岐阜県公報及びホームページに掲載するとともに、本人に合格証を交付します。また、不合格者に対しても、その旨を通知します。

七 試験結果の提供

平成二十五年年度採石業務管理者試験については、次のとおり試験の結果を受験者に提供します。

1 提供する試験結果

採石業務管理者試験の総合得点及び科目別得点

2 提供期間

合否発表の日から一月間

3 提供する場所

個人情報総合窓口(県庁二階 電話〇五八 二七二 一一一一 内線三二九六)及び各振興局特別窓口

4 提供を受けるために必要な書類等

試験結果の提供を受けるためには、本人確認のできる次の書類等が必要です。

(一) 受験票

(二) 運転免許証、旅券、健康保険の被保険者証その他受験者本人であることを確認できる書類のうちいずれか一つ

八 その他

試験について不明な点は、岐阜県商工労働部商工政策課鉱政係(電話〇五八 二七二 一一一一 内線三〇八八)に問い合わせてください。

県営土地改良事業計画の決定

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第八十七条第一項の規定により、次の県営土地改良事業の計画を定めたので、同条第五項の規定により公示し、事業計画書の写しを次のとおり縦覧に供する。

平成二十五年七月三十日

岐阜県知事 古田 肇

施行に係る地区名	岐阜市役所	縦覧場所	岐阜市役所	縦覧期間	平成二五・七・三〇から 同二五・八・二七まで
各務用水二期地区	各務原市役所	各務原市役所	各務原市役所	各務原市役所	各務原市役所

県営土地改良事業計画の決定

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第八十七条第一項の規定により、次の県営土地改良事業の計画を定めたので、同条第五項の規定により公示し、事業計画書の写しを次のとおり縦覧に供する。

平成二十五年七月三十日

岐阜県知事 古田 肇

施行に係る地区名	川辺町役場	縦覧場所	川辺町役場	縦覧期間	平成二五・七・三〇から 同二五・八・二七まで
可茂北部地区 (梅洞ため池)	同	同	同	同	同

県営土地改良事業計画の決定

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第八十七条第一項の規定により、次の県営土地改良事業の計画を定めたので、同条第五項の規定により公示し、事業計画書の写しを次のとおり縦覧に供する。

平成二十五年七月三十日

岐阜県知事 古田 肇

施行に係る地区名	御嵩町役場	縦覧場所	御嵩町役場	縦覧期間	平成二五・七・三〇から 同二五・八・二七まで
可茂南部二期地区 (登立ため池)	同	同	同	同	同

県営土地改良事業計画の決定

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十七条第一項の規定により、次の県営土地改良事業の計画を定めたので、同条第五項の規定により公示し、事業計画書の写しを次のとおり縦覧に供する。

平成二十五年七月三十日

岐阜県知事 古田 肇

施行に係る地区名 可茂南部2期地区 (御手洗ため池)	縦覧場所 御嵩町役場	縦覧期間 平成二五・八・七・三〇から 八・二七まで
----------------------------------	---------------	---------------------------------

土地改良区役員の退任及び就任

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十六項の規定により、次のとおり土地改良区の役員が退任及び就任した旨の届出があったので、同条第十七項の規定により公示する。

平成二十五年七月三十日

岐阜県知事 古田 肇

退任した役員

土地改良区名	年月日	役名	氏名	住居	所
川辺町木曾川右岸 用水土地改良区	平成二五・七・七	理事	佐藤 光宏	加茂郡川辺町中川辺	七五番地一
同	同	同	末長 義徳	加茂郡川辺町下麻生	一九二六番地一
同	同	同	栗田 昇	加茂郡川辺町上川辺	二四〇二番地二
同	同	同	櫻井 崇	加茂郡川辺町石神	三三〇番地
同	同	同	渡邊 隆弘	加茂郡川辺町中川辺	九三番地
同	同	同	橋本 福男	加茂郡川辺町西橋井	五八六番地一

就任した役員

土地改良区名	年月日	役名	氏名	住居	所
川辺町木曾川右岸 用水土地改良区	平成二五・七・八	理事	佐藤 光宏	加茂郡川辺町中川辺	七五番地一
同	同	同	末長 義徳	加茂郡川辺町下麻生	一九二六番地一
同	同	同	岩田 誠二	加茂郡川辺町上川辺	二三八番地五
同	同	同	平岡 強兵	加茂郡川辺町石神	九四四番地
同	同	同	渡邊 隆弘	加茂郡川辺町中川辺	九三番地
同	同	同	橋本 貞男	加茂郡川辺町西橋井	五九四番地一
同	同	同	鈴木 隆	加茂郡川辺町下川辺	八九七番地二
同	同	同	横田 保彦	加茂郡川辺町鹿塩	一四〇八番地
同	同	同	山田 利夫	加茂郡川辺町下飯田	四九番地
同	同	同	小森 武	加茂郡川辺町福島	四六三番地
同	同	同	大脇 治	加茂郡川辺町比久見	二九番地一
同	同	同	土谷 弘幸	加茂郡川辺町下吉田	一一九番地
同	同	同	安田 昌次	加茂郡川辺町鹿塩	一六二番地
同	同	同	栗田 昇	加茂郡川辺町上川辺	二四〇二番地二
同	同	同	小栗 精作	加茂郡川辺町比久見	一三九七番地一

平成二十五年七月三十日発行

発行者
発行所

岐阜市藪田南二丁目一番一号
岐阜県庁

編

集

岐阜市三輪ふりんどびあ十三一
岐阜文芸社